

コーポレートガバナンス・コード時代の 取締役会運営・役員のための法的責任

実際のCG報告書の開示事例を参照しながら、役員の実務上の責任、グループ会社管理など実務上の影響について詳細解説

- 【日 時】** 2016年11月8日(火) 13:30 ~ 17:00
- 【会 場】** 「企業研究会セミナールーム」(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分
- 【講 師】** 成和明哲法律事務所 弁護士 公認会計士 樋口達氏
- 【対 象】** 法務・総務・監査・経営企画部門にご所属されていて、
「取締役会のあり方」について、実務知識を習得されたい方
- 【参加料金】** 正会員：32,400円(本体価格30,000円)
一 般：35,640円(本体価格33,000円)

- 【参加要領】** 下記申込書に所定事項ご記入の上、下記宛 FAX または E-mail にてお送り下さい。
 当会ホームページからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間~10日前までに) 受講票・請求書をお送りします。
 ※最少催行人数に満たない場合には、中止とさせて頂く事もありますので、ご了承下さい。
 ※お申し込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますので、お申込み者をご出席できない場合には、代理の方のご出席をお願い申し上げます。
 ※セミナーに関するお問い合わせについては弊会ホームページより [公開セミナー] → [よくあるご質問] をご参照下さい。

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局

(担当) 鈴木 E-mail: a-suzuki@bri.or.jp

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 (麹町 M-SQUARE 2F)

TEL: 03-5215-3550 FAX: 03-5215-0951

※申込書をご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

◆ 申込書 ◆

161387-0303	11/8 開催 コーポレートガバナンス・コード時代の取締役会運営・役員のための法的責任		
会社名			
住 所	〒		
	T E L		F A X
部 課		フリガナ	
役 職		お名前	
e-mail			
部 課		フリガナ	
役 職		お名前	
e-mail			

※申込書にご記入頂きました個人情報、本件に関する確認・連絡及び弊会主催のご案内をお送りする際にご利用させていただきます。

コーポレートガバナンス・コード時代の 取締役会運営・役員の法的責任

【開催にあたって】

平成 27 年 6 月 1 日から、上場企業に対して CG コードが適用され、既に、ほとんどの上場企業は、CG コード適用後、初めてのコーポレート・ガバナンス報告書の開示を終えたことと思います。

ただ、上場企業に関するコーポレート・ガバナンス関連の議論は、さらに継続しています。これらの議論は、いずれもコーポレート・ガバナンスの実践を後押しする環境整備をするものですが、その主たる論点は「取締役会のあり方」です。

そこで、本セミナーでは、「取締役会のあり方」に関する様々な議論を整理し、その方向性を概観した上で、実際の CG 報告書の開示事例を参照しながら、「取締役会のあり方」から派生する役員の責任、グループ会社管理への影響など、特に実務上、問題となりそうな点を解説していきます。

月日	時間	内 容
11 月 8 日 (火)	13:30 17:00	<ul style="list-style-type: none">1. 取締役会をめぐる近時の議論の流れ<ul style="list-style-type: none">・平成 27 年経済省報告書の公表・フォローアップ会議の設置・会社法研究会の議論 等2. 取締役会の役割・責務<ul style="list-style-type: none">・CGコードの求める取締役会の役割・責務（基本原則 4、原則 4-1～4-3）<ul style="list-style-type: none">(1) 最高経営責任者の選解任(2) 役員報酬3. 取締役会の構成<ul style="list-style-type: none">(1) 取締役会のメンバー構成(2) 非業務執行取締役 / 独立社外取締役（原則 4-6～4-9）4. 取締役会の運営<ul style="list-style-type: none">(1) 審議事項 ～ 取締役会付議基準のあり方(補充原則 4-1①)(2) 審議の活性化のための取組み（原則 4-12）(3) 独立社外取締役活用のための環境整備(4) 情報収集 ～ 不祥事関連情報の入手<ul style="list-style-type: none">➢ 役員の責任 → 経営判断の合理性への影響は？➢ 意思決定の透明性・公正性の確保<ul style="list-style-type: none">→グループ会社管理への影響5. 取締役会評価(原則 4-11、補充原則 4-11③)<ul style="list-style-type: none">目的・主体・項目・時期・開示6. まとめ <p style="text-align: center;">成和明哲法律事務所 弁護士 公認会計士 公認不正検査士 樋口 達 氏</p> <p>【講師ご略歴】 1993 年東京大学経済学部経済学科卒。1993 年監査法人トーマツ入所。1997 年公認会計士登録 2002 年弁護士登録 2012 年公認不正検査士登録 青山学院大学非常勤講師（「企業再編の法と実務」平成 18 年度～）〔主な著書〕「コーポレートガバナンス・コードに対応した招集通知・議案の記載例」「コーポレートガバナンス・コードが求める取締役会のあり方」「開示事例から考える コーポレートガバナンス・コード対応」「会計不正が株主総会に与える影響の事例分析」（別冊商事法務 No. 390）「法務 Q&A 会計不正 対応と予防のポイント」「会社役員が知っておきたい 会計不正のはなし」「IFRS で企業法務が変わる」（中央経済社）「取締役の善管注意義務のはなし」「新会社法 企業再編の要点」（商事法務）「敵対的買収と企業防衛」（日本経済新聞社）『100 分でわかる企業法務』（角川 One テーマ 21）「実務会社法講義」「株主総会六法」（民事法研究会）など</p>